

昭和51年度（問 題）

次のA, BおよびCのいずれか一つを選んで解答せよ。

A 4問中3問選択

1. 生命保険外務員の ①契約締結権 ②告知受領権 ③保険料受領権について述べよ。
2. 生命保険契約における被保険利益について述べよ。
3. 生命保険会社の「保険料および責任準備金算出方法書」について述べよ。
4. 次の語句について説明せよ。
 - (1) 登録の拒否（「保険募集の取締に関する法律」第5条第1項）
 - (2) 保険計理人の確認および答申義務

B 4問中3問選択

1. 信託の受益者について知るところを記せ。
2. 信託財産に関し以下の問に答えよ。
 - (1) 営業信託として受入れ得る財産の種類を列挙せよ。
 - (2) 受託者の固有財産とは法律上異なった取扱いを受けるが、その内容と理由とについて説明せよ。
 - (3) 信託財産と固有財産との区分の方法について説明せよ。
3. 総合設立厚生年金基金における加算型に関する認可基準について知るところを記せ。
4. 適格退職年金税制に関し、下記の項目について概説せよ。
 - (1) 掛金 (2) 積立金 (3) 運用益 (4) 給付

C 4問中3問選択

1. 損害保険において保険契約者が保険料の支払を怠った場合の効果について述べよ（保険約款の規定のほか、民法の規定にも留意し、かつ、保険約款の当刻規定の設けられた趣旨にも言及すること）。
2. 損害保険会社の財産利用方法の制限について述べよ。
3. 損害保険における保険契約者の告知義務について述べよ。
4. 損害保険事業に対する国家の監督の必要性について述べよ。

昭和51年度（解答例）

A-1

- (1) 保険契約は諾成契約であって、その成立には申込とこれに対する承諾を必要とする。実際には、契約者側から保険会社に対し申込がなされる。かかる契約の締結権を有する者は、保険者（保険会社）とされている。

民法第526条では、「隔地者間の契約は承諾の通知を発した時に成立する」と規定されている。

約款では、「会社は保険契約の申込を承諾して第1回保険料を受け取った時（被保険者の告知前のときは告知の時）から保険契約上の責任を負う」、「会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知する。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがある」と明記している。

外務員は、保険会社の使用人として保険契約の勧誘媒介をする権限を有するのみであって契約を締結する権限はもとより契約締結について保険者を代理する権限を有しない。

生命保険契約は被保険団体の公平性を維持するために保険契約を承諾する時点で被保険者の健康状態、モラルリスク等総合的に判断して諾否を決定しなければならない。この諾否の権限はあくまで保険者が保持すべきもので、逆選択、犯罪の誘発を防ぐためにも外務員への権限の付与は難しい。

- (2) 告知義務における告知の相手方は保険者（保険会社）である。すなわち会社の代表取締役は当然告知の相手方となるが、そのほかには、保険会社が告知の受領代理権をいかなる者に与えるかによって決めるほかはない。

保険医、嘱託医は、保険会社のために被保険者となるべき者の医的な診査をおこないその結果を資料にまとめ当該診査についての意見を付し保険者へ報告する職務を持つわけであるが、判例・学説とも診査医には告知の受領権があるとしている。

外務員については、保険会社から告知に関し特別の授権があるか、表見代理の法理が適用されるような特別の事情がない限り、保険会社を代理する権限がない。

外務員は、単に契約申込の誘引をおこなうものであり保険会社は外務員には通常告知の受領権を与えていない。

ただ、学説上、「告知のみによって諾否を決定する契約」については、被保険者と直接面接するのは外務員のみであり、告知受領権ありとするのが妥当だとする説が有力である。

生命保険会社は昭和49年9月約款を統一的に改正した質問表（告知欄）の合理化をたびたびおこない告知義務を答弁義務に変更すると共に答えやすい様式にすることにより告知をめぐる紛争の極小化を計っている。

外務員は、このような定型化された告知事項に告知義務者が書いた告知を、会社へ「取り次ぐ」ということとされている。

- (3) 保険契約者が保険料を支払った場合、保険会社の誰に支払えば有効な支払（債務の弁済）になるかが保険料受領権の問題点である。

保険料支払債務は商法第516条により持参債務となっているが、昭和58年の生保全社の約款改正により保険料集金の実態に合わせて取立債務的な規定に変更された。

また正規の領収証または補助領収証を持参している外務員に対する保険料の支払は、会社に対する弁済として取り扱う必要があり、その限度での権限はすでに与えられていると考えられる。とすると保険契約者が正規の領収証と引きかえに保険料を支払った場合は保険料債務は弁済されたものと解すべきであろう。

A-2

- (1) 「利益なければ保険なし」という古くからの法諺にもあるように、被保険利益の概念は保険における中心概念（特に損害保険について）として、保険の本質を解明する手がかりとされてきた。

損害保険は、商法第629条において「損害を填補する」と規定され、第630条に「保険契約は金銭に見積もることができる利益に限り、その目的となすことができる」とあり、また、「保険金額が保険契約の目的の価額に超過したときは、その超過部分については保険契約は無効とする」と第631条に規定することによって、実定法上の損害保険契約とは経済的損害の填補を目的とすることを示し、法律的にも被保険利益の概念が重要な役割を持っている。

一方、生命保険については商法第673条に「生命保険契約は当事者の一方が相手方または第三者の生死に関し一定の金額を支払うべきことを約し、相手方がこれに

その報酬を与うることを約することによってその効力を生じる」と規定されているように、生命保険契約における保険会社の給付は実損害の有無およびその評価額とは無関係に、人の生死に関して一定の金額を支払うことにあり、損害保険において契約の要素とされる被保険利益は法律的には存在しないというのが通説である。

- (2) 生命保険制度とは経済的にみれば、被保険者の生死によってその経済的活動力の全部または一部が失われる結果、保険金受取人に及ぼす経済的資力の弱化に対処する制度であるということが出来る。従って、この場合における被保険利益とは、被保険者たる経済主体の経済的活動力といえる。

このような経済的活動力について、客観的な評価基準を求めることは殆ど不可能であるため、生命保険は定額保険にならざるを得ないのである。

もとより保険されるべき利益がまったく存在しないような生命保険契約は悪用されたり（賭博保険の危険性）、保険金を取得せんがために被保険者の生命に危害を誘発するおそれがあること（道徳的危険性）などを指摘することができるが、賭博保険の危険性、道徳的危険性を排除することのために他人の生命の死亡保険の場合に原則として被保険者の同意が必要とされている。この「被保険者の同意」をもって経済的な意味での被保険利益の存在を推定させる役割を果させているものとも考えられるが、これは法律的に被保険利益が生命保険契約の要素であるということではない。

A-3

「保険料および責任準備金算出方法書」（以下「算出方法書」という。）は、生命保険事業として主務大臣の免許を受ける際の1つの添付する書類である。即ち、定款、事業方法書、普通保険約款、財産利用方法書と共に添付するものである。（保険業法第1条）

算出方法書には次の事項を規定している。

- (1) 予定死亡率、予定高度障害率、予定傷害率および予定入院率その他の予定事故発生率に関する事項
- (2) 利益配当付または剰余金配当付の保険種類については、契約の脱退残存率に関する事項

- (3) 予定利率に関する事項
- (4) 予定事業費率に関する事項
- (5) 解約返戻金の計算に関する事項
- (6) 保険料の計算に関する事項
- (7) 責任準備金の計算に関する事項
- (8) 保険契約に関する利益または剰余金の配当準備金の計算に関する事項
- (9) 未収保険料計上の範囲に関する事項
- (10) 保険金額、保険種類または保険期間を変更する場合における計算に関する事項
- (11) その他保険数理上必要な事項

(保険業法施行規則第13条)

算出方法書の変更については次の通り規定されている。

- (12) 主務大臣の認可を受けなければならない。
- (13) 主務大臣は、保険会社の業務もしくは財産の状況により、または事情の変更により必要ありと認めるときは、変更を命ずることができる。
- (14) 主務大臣は、契約者、被保険者または保険金受取人の利益を保護するため特に必要ありと認めるときは、変更認可の際、現に存する保険契約についても亦将来に向かって、その変更の効力を及ぶものとするすることができる。
- (15) 前記14の場合には、保険会社は、命令の定めるところにより、その旨および変更の要旨を公告しなければならない。(保険業法第10条)

算出方法書に定める特に重要な事項に違反した場合には、主務大臣は、取締役もしくは監査役の解任、もしくは事業の停止を命じ、または事業の免許を取り消すことができる。(保険業法第12条第1項)

A-4

- (1) 「保険募集の取締に関する法律」第5条第1項の規定は次の通りである。

大蔵大臣は、生命保険募集人の登録の申請があった場合、申請者が次のいずれかに該当するとき、または登録申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (イ) 破産者で復権できない者
 - (ロ) 禁こ以上の刑またはこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後または執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでの者
 - (ハ) この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過するまでの者
 - (ニ) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または禁治産者でその法定代理人が前記のいずれかに該当する者
 - (ホ) 法人または法人でない社団もしくは財団その役員または管理人のうち前記(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するもののあるもの
 - (ヘ) 募集に関して収受した保険料を他に流用し、またはこれに準ずる行為をなし、その他募集に関して著しく不適当な行為をなした者
- 生命保険契約は、契約者と保険者との信頼にもとづく長期契約であり、契約の媒介者である生命保険募集人の登録を規制したものである。

(2) 「保険業法」第90条の規定は次の通りである。

- (イ) 保険計理人は、主務大臣に提出する書類中、責任準備金その他保険契約に関する準備金、未収保険料および保険約款の規定による貸付金の計算が正当であることを確認しなければならない。
- (ロ) 担当事項（保険数理に関する事項）について、保険計理人は、主務大臣から諮問を受けたときは、遅滞なく答申しなければならない。主務大臣に提出する書類とは、「保険業法」第82条に規定されており、それは次の通りである。
- (ハ) 保険会社は、毎年3月末日において、その帳簿を閉鎖し総会終了の後遅滞なく貸借対照表、事業報告書および損益計算書ならびに基金の償却、基金利息の支払、準備金および利益または剰余金の配当に関する決議書を主務大臣に提出しなければならない。

保険計理人は、第90条の規定に違反し正当な事由なく確認をしなかったか、または不正の確認をしたときは、1年以下の懲役または5万円以下の罰金に処せられることになっている。（保険業法第148条）

B-1

信託法第7条は、信託の受益者について、「信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス、但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ」と規定している。

(1) 第7条の主旨

この条文は、信託行為の中で受益者として指定された者は、信託行為の効力発生と同時に、当然に受益権を取得し、一般の「第三者の為にする契約」で要求される「受益の意思表示」（民537条2項）を必要としないことを規定している。すなわち、本条は民法の第三者の為にする契約に対する特則としての規定である。

(2) 受益者の指定

- ① 受益者の地位……受益者は信託行為の当事者ではないが、もともと信託の目的は受益者に信託の利益を享受させることにあり、信託関係において最も重要な地位を占める存在である。
- ② 受益者適格能力・適格要件……信託法は受益者能力について特に規定を設けておらず、一般に権利能力を有する者はすべて受益者になり得るが、単独受託者が当該信託において単独受益者の地位を兼ねることは、如何なる名義をもってしても、受益者適格要件を欠くものとして第9条の規定で禁止されている。（受託者が共同受益者の中の一人となる場合は既定上明らかに適格であるが、共同受託者の中の一人が受益者となる場合も適格と認めるのが通説である。法の主旨が受託者の権利義務の混同を排除し、他債権者侵害を制肘する処にあるとの根拠に基づく。）
- ③ 自益信託と他益信託……委託者が自分自身を受益者として指定することは何等差支えなく、かかる信託を「自益信託」と称し、これに対し他人を受益者として指定した信託を「他益信託」と称する。
- ④ 受益者の指定がない場合又は曖昧な場合……受益者の指定がない場合は委託者自身（遺言信託の場合は相続人）を受益者として指定したものと推定される。（第62条信託財産の最終帰属規定の類推）

信託目的等から見て上記推定が成立しないことが明白な場合は、この信託行為

は無効とされる。指定した受益者の範囲が漠然としている場合や、特定の受益者の指定がなく、かつ信託目的が不特定乃至一般的なために、受益者を決定することができない場合も同様である。

- ⑤ 不特定・未存者の受益者と信託管理人……受益者は信託行為の当事者ではないので、信託行為の時に特定又は現存する必要はない。(特定・現存は信託の利益を享受する時点での要件である。)「将来生まれる子供(胎児になっていないものも含めて)」も受益者たり得るし、「団体の会員」は加入・脱退により不特定であるが、やはり受益者として指定され得る。(但し信託行為の時点における死者が受益者たり得ないことは勿論である。)

この様な場合、不特定・未存在の受益者に代って受益権を管理・保全する者(「信託管理人」)を定めることが適切であり、信託行為で定めていないときは、裁判所は利害関係人の請求により又は職権を以て、信託管理人を定めることができる。(8条)

信託管理人は受益者の為に、自己の名を以て信託に関する裁判上・裁判外の行為をする権限を与えられる。又裁判所は事情により、信託財産中より相当の報酬を信託管理人に与えることができる。

信託管理人選任の裁判に対しては不服を申立てることができない。

公益信託の受益者は不特定多数であるから、当然信託管理人の指定が必要であるが、公益信託の監督は主務官庁に属するため、信託行為に別段の定めがなければ、主務官庁が信託管理人を指定する。(72条)

(3) 信託の「受益権」

受益者が信託行為に基づいて、信託財産から享受し得べき一切の権利、利益及び受託者に対する監督的権能を包括して「受益権」という。

受益権の内容は次のとおりであり、信託法は受益者の権利を手厚く保護している。

- ① 受益者は信託行為に別段の定めのある場合を除き、当然に信託の利益を享受する。(7条) 具体的には信託財産、それから生ずる収益を収受する権利を持つ。(これが基本的受益権であり、「狭義の受益権」とも呼ばれる。なお、信託行為において、信託元本の受益者と収益の受益者とを別人に指定することもできる。例えば元本の受益者は委託者自身とし、収益の受益者を子弟とする学資金信託等。)

- ② 受益者不特定の場合、信託管理人の選任を請求することができる。
- ③ 信託前の原因によって生じた権利又は信託事務の処理について生じた権利に基づく場合を除き、信託財産に対して強制執行をなし、又はこれを競売することは禁止されているが、これに対する違反行為があった場合には、受益者は異議を申立てることができる。(16条2項)
- ④ 信託行為の当時予見できなかった特別の事情で、信託財産の管理方法が受益者の利益に適さなくなった時は、その変更を裁判所に請求することができる。(23条)
- ⑤ 受託者が管理失当により信託財産に損失を生ぜしめたとき、又は信託の本旨に反して信託財産を処分したとき、及び分別管理の原則に違反したときは、受託者に対し損失の填補又は信託財産の復旧を請求できる。(27条・29条)
- ⑥ 受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したときは、相手方又は転得者(但し善意の第三者を除く)に対し、その処分を取消すことができる。(31条)
- ⑦ 受託者に対し、信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、かつ信託事務の処理につき説明を求めることができる。(40条)
- ⑧ 信託行為に別段の定めがある場合を除き、受益者の承諾なしには受託者は辞任できない。(43条)
- ⑨ 受託者がその任務に背いたとき、その他重要な事由があるときは、受益者の請求によって、裁判所は受託者を解任することができる。(47条)
- ⑩ 受託者更送の場合、前受託者は信託事務の計算をし、受益者立合の下で事務の引継をしなければならない。(55条)
- ⑪ 受益者が信託の利益の全部を享受する場合に、信託財産によらなければその債務を完済できないとき、その他やむを得ない事由のあるときは、裁判所は受益者又は利害関係人の請求により、信託の解除を命ずることができる。(58条)
- ⑫ 受益者多数の場合、受託者多数の場合の様に「合有」とはならず、民法の「多数債権者」(民427条)として、平等の割合を以て権利を有する。また、受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分した場合、多数受益者のうち一人がなしたその処分の取消行為は、他の受益者のために効力を生ずる。(32条)
- ⑬ 私益信託において、受益者死亡の場合、信託行為に別段の定めがなければ、受益権は相続人に相続される。

- ⑭ 受益権の譲渡、質入は、信託行為において禁止されない限り、原則として可能である。
- ⑮ 受益者の債権者は受益権に対して強制執行することができ、信託行為において受益権に対する差押を禁止しても、公序良俗違反として無効とされる。

B-2

- (1) 営業信託として受入れ得る財産の種類は、信託業法第4条に規定されている次の6種類である。
 - ①金銭 ②有価証券 ③金銭債権 ④動産 ⑤土地及び其の定著物 ⑥地上権及び土地の賃借権
- (2) 信託行為に基づいて委託者から受託者に移転された財産（信託財産）は、受託者名義となるが、信託法はこの信託財産について、下記の通り受託者の固有財産とは異なる取扱いを規定している。
 - ① 信託財産は受託者の相続財産に属さない。(15条)
 - ② 信託財産に対し強制執行をしたり、これを競売したりすることはできない。
(但し信託前の原因によって生じた権利、又は信託事務の処理について生じた権利に基づく場合を除く。)(16条)
 - ③ 信託財産に属する債権と、信託財産に属さない債務とは、相殺することができない。(17条)
 - ④ 信託財産が所有権以外の権利である場合、受託者がその目的である財産を取得しても、その権利は混同により消滅しない。(18条)この様に、信託財産に受託者の固有財産に対し独立した性格（信託財産の独立性）を与え、手厚く保護する理由は、この様な取扱いが信託の本旨である「受益者の信託利益享受」のために、最も都合のよい状態を保つことになるからである。
- (3) この様な「信託財産の独立性」は、第三者にとっては、その権利行使が妨げられるという重要な意味を持つ。ところが、受託者の固有財産も信託財産も、共に受託者の手に帰しており、そのまゝではこれを識別することができず、第三者に不測の損害を招くことが考えられる。そこで、信託財産については下記の公示方法が定められており、この公示方法によるべき財産について、公示をしていないときは、善

意の第三者に対し、信託財産としての上記の取扱いを主張できないものとされている。(3条)

① 登記・登録すべき財産権については、信託の登記・登録を要する。

(登記すべき財産権……不動産，船舶，建設機械)

(登録すべき財産権……登録国債，登録社債，登録地方債……非営業)

(信託ではこのほか，特許権，著作権等の無体財産権，鉱業権，漁業権等が含まれる。)

② 有価証券については，証券に「信託財産」なることを表示し，かつ株券，社債券については，株主名簿又は社債原簿に「信託財産」なる旨の記載を要する。

なお，「信託財産の管理・処分・滅失・毀損，その他の事由により，受託者の得た財産は，信託財産に属する」(14条)が，この場合の取得財産についても，信託の公示をしなくては，善意の第三者に対抗できないと解すべきであろう。

公示方法の定められていない財産権(金銭・動産・金銭債権等)については，取消権(31条)について相手方及び転得者の悪意又は重過失を条件とされる以外は，信託の表示なくして第三者に対抗できるとするのが通説である。

B-3

(1) 背景

昭和40年厚生年金保険法の改正により，所謂「調整年金」(正式名称は「厚生年金基金」)が，企業の私的制度である退職金と公的制度である厚生年金との調整の途を開く意味で，国に代って厚生年金の給付の一部を代行する機関として，設立を認められることとなったが，その際，

① 一企業一基金の単独設立

② 親子関係等の複数企業による連合設立

③ 同種同業等の多数企業が，強力な指導統制力のある設立母体を中心に組織する総合設立

の3設立形態および，採用し得る年金制度の型として

① 厚生年金本体の老齢年金報酬比例部分と全く相似形で，給付率のみ若干拡大して行なう代行型

② 最小限1%の給付率拡大を行なった代行型部分に、別途に企業独自の設計による「加算部分」を付加する加算型

③ 政府関係機関などが、国家公務員共済並みの給付を目標として「代行部分プラス加算部分」を融合的に一本化した給付とする融合型（共済型ともいう）の3つの型が、認め得るものとして示された。

監督官庁たる厚生省としては、基金制度発足当初より、単独・連合設立については本来の狙いである「調整」の主旨に沿った「加算型」を勧奨して来たが、総合設立基金については、構成企業夫々の給与体系、退職金水準等が千差萬別で統一が困難であること、従って加算型を採用することによって寧ろ基金としての結束力が弱められる恐れがあること等の配慮から、加算型よりも代行型の方が好ましい型であるとして指導してきたのである。

然るに、昭和48年厚生年金保険法改正により、厚生年金本体に画期的な自動スライド制が導入された一方、基金にはこのスライド制は適用せず、基金の代行部分についての、スライドによる給付増加部分は国から支給することとされた。これにより、代行型基金の給付は、毎年スライド制実施による厚生年金本体の給付増加に対して、相対的価値の下落という大きな問題を抱えることになった。

ここに到って総合設立基金は、基金を設立し存続する意義について基本的再検討の必要に迫られ、監督官庁たる厚生省も種々検討の結果、昭和49年1月25日、従来の指導を改め、総合設立基金についても加算型採用を積極的に指導すべく、新認可基準を発表したのである。

(2) 新認可基準の内容

① 企業別グループ区分

ア、労働協約、給与規程、退職金規程等により、定年年令・給与・退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を通じて一本の給付設計を行なうことが困難な場合は、これらの労働条件の類以する企業の加入員を構成員とするグループ区分を設けることができる。

イ、グループ区分は原則として2区分までとし、加入員数の少ない区分であってもその加入員数は少くとも全加入員の3割程度とし、かつ加算適用加入員数1,000人程度以上を有していること。

ウ、いずれのグループ区分においても、給付のプラスアルファは3割を相当程度上回っていることが望ましいこと。

エ、グループ区分を設けた場合、企業単位のグループ間移動は原則として給付水準の低いグループから高いグループに移動する場合に限り認められる。なおこれによって生ずる後発債務は、原則として一括償却しなければならない。

② 待期間

加入待期間を設けることが認められるのは次の場合である。

ア、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容に変更を加えることが困難なとき、又は入社後短期間に退職する従業員が非常に多い場合等の事由があること。

イ、(a) 一定年令以上の者を加算適用加入員とする場合……原則として25才が限度とされる。

(b) 一定年数以上の加入員期間のある者を加算適用加入員とする場合……満3年が限度とされる。

ウ、グループ区分を設ける場合であっても、待期は原則として一基金内では同一とすること。

③ 過去勤務期間

ア、加算給付の算定の基礎とする過去勤務期間は、原則として10年を限度とすること。

イ、グループ区分を設ける場合であっても、過去勤務期間の最高限度は、原則として一基金内で同一とすること。

④ 加算給与

原則として厚生年金保険法第20条（標準報酬）の例により定められる標準給与を加算給付等の基礎となる加算給与とすること。

⑤ 支給要件

グループ区分を設ける場合であっても、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容に変更を加えることが困難な場合を除き、原則として一基金内で同一とすること。

⑥ 保証期間

ア、年数による期間を用いるほか、年齢（最高75才まで）による期間を用いることができること。

イ、グループ区分を設ける場合であっても、保証期間は原則として一基金内で同一とすること。

⑦ 給付水準等

ア、グループ区分別に給付水準に差異を設けることができる。

イ、加算年金給付額の算出に当たっては、全期間の加算給与の平均額をその算出の基礎とすること。

ウ、脱退一時金については、過去勤務期間のうち過去勤務債務の未償却期間に見合う給付は、原則として当該一時金の算出の基礎としないことが望ましい。

⑧ 選択一時金

ア、加算年金受給権者は、本人の希望する任意の時点において、選択一時金を選択することができる。但し年金受給中の一時金選択は、年金給付に保証期間が設けられている場合に限る。

イ、選択一時金の額は、保証期間の残余期間に基づいて算出するものとする。

⑨ 加算掛金

ア、標準掛金（通常掛金）は、給付が定率又は定額のいずれの場合であっても、定率とすること。

イ、標準掛金の算出の基礎となる給与は、厚生年金保険法第20条の例により定められる標準給与とすること。

ウ、特別掛金（過去勤務債務償却のための掛金）は、給付が定率又は定額のいずれの場合であっても、定率とすること。

エ、過去勤務債務の償却が完了しない間に事業所が基金を脱退する場合は、未償却債務を一括償却させること。

オ、特別掛金の算出の基礎となる給与は、厚生年金保険法第20条の例により定められる標準給与とすること。

（注）昭和54年内かんによって定額給付，定額掛金可。

⑩ 既設基金の取扱い

既設基金が代行型から加算型に給付設計を変更する場合、及び加算型の給付を改

善する場合については、次によること。

ア、代行型の給付乗率及び加算型の基本部分の給付乗率を $\frac{10.1}{1000}$ を限度として、基金設立時まで遡及して引き下げることができる。この場合、変更後の給付水準が変更前の給付水準を相当程度上回っていることが望ましい。

(注) 昭和61年厚年法改正により変更あり。

イ、アの取扱いをする場合、加算部分の給付を受給できない者に対し、少なくともその者の変更前の加入員期間については、変更前の給付乗率で給付を行なう様措置すること。

B-4

(1) 掛金

① 事業主掛金の全額損金算入

ア、適格退職年金契約に基づき、事業主が信託銀行又は生命保険会社に払込んだ掛金又は保険料は、当該事業年度の所得の計算上、損金又は必要経費に算入される。

イ、適格退職年金契約の定義

- (a) 信託又は生命保険の契約であること。
- (b) 掛金及び給付の額が適正な年金数理により算定されている等、政令に定める12の適格要件をそなえていること。

ウ、掛金額の限度

- (a) 通常掛金……特に制限なし
- (b) 過去勤務債務償却のための掛金
 - イ方式（定額又は一人当り定額）の場合……年額が過去勤務債務総額の $\frac{20}{100}$ 以下
 - ロ方式（給与の一定率）の場合……イ方式と同じ
 - ハ方式（未償却過去勤務債務残高の一定率）の場合……年額が未償却残高の $\frac{30}{100}$ 以下

② 事業主掛金は従業員の給与所得とされない。従業員に対する所得課税は、適格退職年金契約上の給付を受けるときまで延期される形となる。

③ 従業員掛金のある場合

ア、従業員は直接信託又は生命保険の掛金を払込むのではなく、「事業主掛金の一部を内部分担する」形をとる。信託契約の場合、「他益信託」として構成される訳である。(事業主が損金算入を受けるのは従業員掛金を除いた正味事業主掛金であることは勿論である。)

1、従業員掛金の生命保険料控除が認められる。

「従業員が生命保険等の保険料又は掛金を支払った場合、年間所得からその支払った額を控除される」というのが、生命保険料控除であるが、適格退職年金契約に対する掛金も、この「生命保険等の保険料又は掛金」に含まれる訳である。但し生命保険料控除には下記の通り限度額が定められている為、實際上思典を受けることは少ないと思われる。

a. 所得税に関する生命保険料控除

- i 年額25千円以下……全額
- ii “ “ 25千円超50千円以下……25千円 + (25千円超の全額) × $\frac{1}{2}$
- iii “ “ 50千円超 100 千円以下…… 37,500 円 + (50千円超の全額) × $\frac{1}{4}$
- iv “ “ 100 千円超……………50千円

b. 地方税に関する生命保険料控除

- i 年額15千円以下……全額
- ii “ “ 15千円超40千円以下……15千円 + (15千円超の全額) × $\frac{1}{2}$
- iii “ “ 40千円超…………… 27,500 円 + (40千円超の全額) × $\frac{1}{4}$

但し上限は35千円

(2) 積立金

積立金については特別法人税が課税される。これは事業主掛金が損金となるのに対し、従業員の所得課税が掛金時点でなく、給付を受ける時点まで延期されるので、この間の利子税的なものとしての課税である。 特別法人税額 = 課税標準 × 税率

① 課税標準

各事業年度の退職年金積立金である。具体的には下記のとおり。

当該事業年度開始時における退職年金積立金 × $\frac{1}{12}$ × 当該年度月数

② 退職年金積立金

ア、直前の年金制度の決算期末における信託財産（又は保険料積立金）の価額から（従業員負担掛金として控除される額）を控除した金額

（注）昭和57年の税法改正により変更あり。

イ、「従業員負担掛金として控除される額」は次により算出される。

従業員負担掛金総額－支給済退職年金総額× $\frac{\text{従業員負担掛金の総額}}{\text{支給見込年金総額}}$

従業員負担掛金のうち、年金受給中の者が負担した掛金は年金支給によって減少している筈なので、上記調整が行なわれる。

③ 税率

$\frac{1}{100}$ （特別法人税としては $\frac{1}{100}$ であるが、実際納付は住民税の法人税割部分が付加されるため $\frac{1.173}{100}$ 程度となる。）

④ 納税義務者

信託銀行又は生命保険会社が代位納付する。

(3) 運用益

① 信託財産の運用によって生ずる収益は、受託会社の収益でないものとみなされる。

② また、受益者が特定されている場合は受益者課税、受益者が不特定乃至未存在の場合は委託者課税とする原則を、適格退職年金契約では適用除外しており、運用益については非課税である。

③ 利子収入、配当金収入についての源泉課税も適格退職年金契約に基づく場合は適用されない。

④ 前記の積立金に対する特別法人税の中に運用収益に対する課税も含まれているという考え方である。

(4) 給付

① 退職年金

ア、所得税課税上、給与所得として扱われる。

イ、従業員掛金のある場合、従業員負担掛金相当部分として、次の算式で計算される金額が控除される。

控除額＝その年に支給される年金額× $\frac{\text{従業員負担掛金額}}{\text{支給(又は同見込)年金総額}}$

ウ、年額60万円未満は源泉徴収不要である。

② 退職一時金

- ア、 所得税課税上、退職所得として扱われる。
- イ、 従業員掛金のある場合、従業員負担掛金累計額そのものが控除される。
- ウ、 退職年金を一時金選択した場合も退職所得として扱われる。

③ 遺族年金・遺族一時金

- ア、 死亡退職による場合、退職金とみなされ相続税の課税対象となる。
- イ、 退職後の死亡による年金及び年金受給中死亡による打ち切り一時金の場合、定期金とみなされ相続税課税対象となる。
(遺族給付には相続税が課され、所得税非課税である。)

C-1

(1) 損害保険の多くの種目（海上保険および航空保険を除く）の普通保険約款には、「保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた損害に対しては、保険者は填補の責に任じない」旨の規定が設けられている。

保険契約は諾成契約であるから、当事者の意思表示の合致だけで有効に成立する。従って、保険料の支払の有無は契約の効力には関係ない。上記の規定は、契約の効力の問題とは別に、保険料の前払主義を定め、かつ、保険料の支払遅滞を免責事由とすることによって、その支払を間接に強制しているのである。

保険料の前払主義の励行は保険事業の特質に由来する。すなわち、保険料は、大数の法則に基き、保険集団全体が負担することを前提として算出されているため、これを漏れなく確実に収受することが必要である。しかるに、保険期間が無事故で経過した後になって、多数の保険契約者を相手方としてこの徴収業務を遂行するのは甚だ困難であり、もし多額の徴収もれが生ずるときは保険者の保険金支払能力を弱め事業の健全な運行に支障を生ずる。のみならず、一部の被保険者に対し保険料未収のまま危険負担を行なったり、保険契約者によって保険料徴収の時期を異にしたりすることは、保険契約者間の衡平を害する。上記の規定は、このような弊害を避けるための手段であると考えられる。

保険料領収前の損害に対する免責は、危険変更による追加保険料についても同様に規定されている。

(2) 保険料の不払の場合は、保険者は、上記の規定に基いて免責を主張できるほか、民法第541条の規定により、「相当ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ為ス」こともできる。保険者がこの契約解除権を行使する場合、問題は、保険契約は始期に遡って解除されるのか、それとも将来に向ってのみ解除されるのかである。もし前者であれば、保険者は既経過保険料を請求できないが、後者であれば請求できることになる。いわゆる「みまき荘」事件に関する昭和37年6月12日の最高裁判決は、保険料領収前の損害に対する保険者免責が前記のように約款に規定されていることを理由として、解除の時まで保険者の責任は開始していなかったのだから契約の解除は始期に遡って効力を生ずるとした。その当

否については多くの議論がある。また、もし、保険者がこの約款の規定にかかわらず保険料の支払を猶予しその間危険負担の責に任ずる旨の特約をしたことが——そのことの当否は別として、そのような事実のあったことが——立証されたならば、この判決においても結論は異なったであろう。

(3) 長期総合保険等の貯蓄性長期保険においては、第2回以降の保険料支払につき、一定の猶予期間が設けられており、その期間内に支払がないときは、保険者は、その契約の満期返戻金にあてるための積立分から保険料相当額を自動的に貸付けて契約を存続させる。この自動振替貸付は、そのとき現在の解約返戻金相当額を限度として行なわれ、貸付額およびこれに付される利息の合計額がこの限度に達したときは契約は失効する。

(4) なお、保険料支払義務は、1年の短期時効によって消滅する（商法第663条）。

C-2

(1) 趣旨および概要

保険会社の財産、特に責任準備金および支払備金に見合う財産は、多数の被保険者に対する保険契約上の責任を果たすための原資であるから、できるだけ安全、確実かつ有利に運用されなければならない。またリスクの大きさが不揃いで保険収支にかなりの変動がある損害保険事業にあっては、大口クレームの場合や損害率の急激な悪化の場合に支払に支障を来さないよう、運用資産の流動性を保持することも必要である。さらに、広く国民大衆から集めた巨額の資産を運用するのであるから、その運用方法は社会的に有益でなければならないし、また可能な範囲内で国家の経済政策・金融政策上の要請をもみたすべきである。このような観点から、損害保険会社の財産利用については厳格な規制がなされている。すなわち、財産の利用方法および利用割合について保険業法施行規則に規定が設けられているほか、詳細については財産利用方法書（保険業法第1条第2項第5号、同法施行規則第14条）に記載して主務大臣の認可を得ることを要し、それらの規定に基づいて常時監督が行なわれている。

(2) 財産利用方法の制限

保険会社の財産の利用は、安全でかつ資金の回収に困難を伴わないものでなければならない。この観点から、施行規則（第18条）は、認容された利用方法を列挙している。その概略は、公社債および株式の所有、不動産の所有、公社債または株式を担保とする貸付、不動産または財団担保貸付、船舶担保貸付、公共団体に対する貸付、信託会社に対する信託、郵便貯金、銀行預金など、および、その他大蔵大臣の認可を受けた方法である。

実際には、上記に列挙のもののほか、コールローン、保証貸付（ただし、保証人の範囲は限定されている）、信用金庫その他の金融機関に対する預金（ただし、預金先の範囲は限定されている）、保険約款の規定による貸付、住宅ローン保証保険による貸付等も行なわれており、これらについては財産利用方法書への記載がなされ前述の大蔵大臣の認可が取得されている。

近年は、一般的に、資産収益を重視し、資産運用における弾力性および保険会社の自主性を尊重する傾向にあり、このため財産利用の制限は以前よりは緩和されているといえる。

(3) 財産利用割合の制限

保険会社の財産の利用が価格変動の大きい特定の資産（たとえば株式）、特定の相手方、特定の担保等に偏るときは、経済の変動によって一時に多額の損失をこうむる可能性が大きく、また公共性の観点からも問題がある。さらに、流動性の観点からは、換金の不自由な資産（たとえば不動産）に運用が集中することも避けなければならない。

このため、施行規則（第19条）は、いくつかの財産利用方法につき、利用割合の上限を定めている。その割合は、総資産に対し次のとおりである。

- ① 株式の所有については、30%
- ② 不動産の所有については、20%
- ③ 同一会社の社債・株式の所有およびこれらを担保とする貸付、同一人に対する貸付、同一銀行に対する預金および同一信託会社に対する信託については、通算して10%

④ 同一物件を担保とする貸付については、5%

この割合を超過するときは、大蔵大臣の認可を得なければならない。

上記のほか、財産利用方法書にも、短資取引および貸付総額について利用割合の限度が規定されている。

さらに、行政指導として、「流動性資産比率指導基準」が設けられている。その概略は、下記の2要件のうちどちらかを充足することを要するものである。

① 現金、預金、コールローン、金銭信託等 総資産の15%以上

② 上記①のものおよび国債、地方債、特別法人債、担保付社債、外国有価証券、貸付信託、株式（一部上場）等 総資産の30%以上

(4) その他

貸付の場合の担保の評価および担保の掛目についても基準が設けられており、その内容が各社の財産利用方法書に記載されている。

〔備考〕上記の解答文はかなり具体的に記載したが、このような内容の場合は、いうまでもないことながら、受験者が細目にわたる事項を詳細に記憶していることは必ずしも要求されておらず、制度の趣旨と概要が把握されているかどうかの評価の主眼点となる。

C-3

(1) 保険契約は、保険事故発生の統計的確率を基礎として、保険料総額と支払保険金総額が均衡を保つという仕組みの上に成立している。従って、保険者は、保険契約の締結にあたり、保険の目的の危険状態をよく知っていることが必要であり、その危険状態に応じて引受の可否、契約条件、適用料率、再保険に出すべき金額などが判定されなければならない。しかるに、危険測定上必要な事項を保険者がいちいち調査するのは多くの場合不可能であり、保険契約者の協力が必要となる。このため、保険契約者は、保険契約締結にあたり、危険測定に関する重要事項を保険者に告げなければならないとされている（商法第644条）。これを保険契約者の告知義務という。

告知義務の対象となる事項は、商法によれば単に「重要ナル事実」(これは危険測定に関する重要事項の意味に解釈されている)であるが、火災保険、自動車保険その他の普通保険約款は、これを保険申込書記載事項に限定して明確化をはかっている。また、申込書記載事項であっても、危険測定に関係のないもの(他の保険契約の有無に関する事項を除く)については、告知義務に関する規定は適用されない。

- (2) 告知すべき事実につき、保険契約者が故意または重大な過失によって不告知または不実告知をしたときは、保険者は保険契約を解除することができる。この解除は、将来に向ってのみ効力を生ずる(商法第645条第1項)。従って、保険者は、既経過期間に対する保険料の返還を要しない。また、保険料不可分の原則により、当該保険料期間(火災保険の場合ならば1年)内については未経過期間に対しても保険料の返還を要しないと解されている。

実際問題としては、告知義務違反は損害発生後に(損害査定などの際に)発見されることが多いが、損害発生後に保険契約を解除しても保険者は損害填補の責に任じない。もしすでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求できる。ただし、損害がその不告知または不実告知に係る事実に基づいて生じたのでないことを保険契約者が証明したときは、この限りでない(商法第645条第2項)。

- (3) 告知義務違反があっても、保険者が、保険契約締結の当時、告知されるべき事実を知っていたかまたは過失によってこれを知らなかったときは、保険者は解除権を取得しない(商法第644条第1項但書)。また、この解除権は、保険者が解除の原因たる事実を知ってから1カ月これを行使しないときは消滅する(同条第2項)。火災保険その他の普通保険約款は、このほか、告知義務違反に係る事実がなくなったとき、および、保険契約者または被保険者が保険申込書記載事項の更正を書面をもって申し出て保険者がこれを承認したときも、保険者の解除権に関する規定は適用されない旨を定めている。

(1) 支払能力確保の必要性

損害保険事業は、多数の被保険者に対して将来の支払責任を負うものであり、保険会社の資産はそのための共通準備財産ともいえる性格をもっている。また、損害保険は、あらかじめコストが算定できない事業であり、コストは事前には統計的に予定されるに過ぎないため、ともすれば競争による過度の料率切下げや安易な契約引受が行なわれる危険を蔵している。もし、会社が、必要な準備金の留保を怠ったり、あるいは、この準備金の見合資産を運用するにあたり投機に走る等の不健全な方法をとれば、保険金の支払に支障を生ずることになる。また、料率の決定や危険の選択を不用意に行なえば、経営に破綻を生じ、同様に保険金の支払不能となるおそれ大きい。その結果は、多数の善意の被保険者に不測の損害を与え、社会的な問題をひき起すであろう。このため、各国とも、被保険者保護を目的として、保険会社の支払能力（solvency）の確保に意を用い、監督法規を制定して、契約準備金、資産運用、経理処理、料率算定・適用等の事項につき、政府による監督を行なっている。

(2) 保険契約の特性に基く被保険者保護の必要性

損害保険は、将来の給付を約する事業であるから、信用を重んじ、被保険者の権利をそこなうおそれのないように運営されなければならない。また、危険負担という無形の商品を売る事業であるため、商品内容は抽象的かつ複雑であり、これを理解しやすくするように商品企画上のあらゆる配慮を行なっても、一般大衆にはかなりわかりにくいものとならざるをえない。従って、契約の募集については、不正な話法が用いられるとか、その他保険契約者の判断を誤らせることのないように、格別の留意が必要である。また、多数の契約を定型的・能率的に処理するため、保険契約はあらかじめ保険者が一方的に作成した約款に基いて締結される（付合契約性）。さらに、被災にあたり被保険者が公正な保険金支払を受けられるかどうかは、ひとえに保険会社の誠意と業務能力にかかっている。従って、保険者による契約条件の設定、契約の募集その他の業務の公正妥当な運営を確保するためにも、国家の監督を要するとするのが多くの国における考え方である。

(3) 料率カルテルの弊害防止の必要性

損害保険については、保険業法第12条の3および料率算出団体法によって競争の制限が認められており、これらの法律に基いて大部分の保険種目につき一種の料率カルテルが設けられている。しかし、このカルテルは、もし運営を誤れば、保険者の利益を不当に擁護し、保険契約者・被保険者の利益を害するおそれがあり、そのような弊害が生じないように国家の監督が行なわれることを前提として認容されているものであるといえる。

(4) 経済政策上の必要性

保険会社は、その資産運用により、国民経済に対し資金の供給者としての役割もになっているので、経済政策・金融政策の観点から国家の監督が必要となることもある。

Laws & Regulations

1. Describe a life insurance agent's right of ① closing life insurance contracts, ② asking for declarations, and ③ receiving premiums.

2. Describe the insurable interest in a life insurance policy.